

機関番号：14701

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530418

研究課題名（和文） ファイナンス・リース取引の測定に関する実証的研究

研究課題名（英文） An Empirical Study on the Measurement of Finance Lease Transactions

研究代表者

山田 恵一（YAMADA KEIICHI）

和歌山大学・経済学部・准教授

研究者番号：80341741

研究成果の概要（和文）：本研究では、貸手の観点から残価設定販売型リース取引についてリース会計基準による測定方法の比較検討を行い、その取引の経済的実質を明らかにし、会計理論上、その妥当な測定方法を提案することを目的の1つとしている。

検討の結果、残価設定販売型リース取引について、以下の2項目を反映した会計理論上妥当な方法を提案した。

- ① ファイナンス・リース取引、および解約不能のオペレーティング・リース取引においては、リース料の性質を融資の元本と利息の返済とみるのが妥当である。
- ② 販売益の金額は、リース物件全体に対するものではなく、リース物件の使用権のうち残価を除いた部分を販売したことを反映したものでなければならない。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this paper is (1) to examine the validity of existing methods for measuring a sales-type lease transactions with residual value, from the standpoint of the lessor, described in the “Lease Accounting Standards of Japan,” and (2) to propose valid methods for measuring a sales-type lease transactions with residual value.

- ① Under finance leases and non-cancellable operating leases, The lease payment receivable should be treated as the receipt of the principal and finance incomes.
- ② The selling profit should be calculated on the part of the right to use a leased asset that has less residual value.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：ファイナンス・リース取引、解約不能のオペレーティング・リース取引、借手、貸手、自動車販売、残価設定販売型リース取引

1. 研究開始当初の背景

日本において、1993年に、「リース取引に係る会計基準に関する意見書」が公表され、そこでは、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、例外的処理として、リース料を全額費用とできる貸借借処理とすることができるとしている。これに対して、会計実務では、節税メリットを享受するため、借手である企業のほとんどすべてが、貸借借処理を採用している。このように原則的処理ではなく、例外的処理が会計実務のほぼすべてを占める状況は特異であり、会計基準の趣旨を否定するようなものである。このような状況を是正するために2007年3月において「リース取引に関する会計基準」（以下、「新リース会計基準」という。）が公表され、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外的処理としての貸借借処理を廃止することとした。

しかし、新リース会計基準では、その内容を詳細に吟味すると問題点が多く、さらに、数年後を目処にオペレーティング・リース取引の資産化・負債化についての公開草案が出されることになっている。

国外に目を向けると、リース取引に関する会計基準として、米国の財務会計基準審議会の基準書第13号、国際会計基準委員会の基準書第17号があるが、両者においてもまだ、オペレーティング・リース取引の資産化・負債化については規定されておらず、Nailor, H. & Lennard, A. らによる G4+1 は、「Leases: Implementation of a New Approach」という公開草案を2000年2月に提出し、その中でオペレーティング・リース取引の資産化・負債化について提案している

が、審議は中断している。

産業界において近時、リース取引の規模はますます拡大し、その形態も極めて多様化しており、それに応じてリース取引の経済的実質が法形式から乖離したことにより、従来の測定方法に基礎をおいた会計情報が企業の経済実態を的確に表わさないという問題が生じてきた。そこで、この問題に対処するために、様々な会計基準が制定された。しかしながら、それらのリース会計基準は、相互に不整合な部分、または錯綜している部分を含み、会計理論上、議論すべきいくつかの問題点を内包している。

2. 研究の目的

本研究の中心となるのは、ファイナンス・リース取引のうち解約不能条件を満たすが、フルペイアウト条件を満たさない、いわゆる解約不能のオペレーティング・リース取引である。また、この解約不能のオペレーティング・リース取引の代表的なものが残価設定販売型リース取引である。

本研究は、演繹法による規範理論の研究とともに実証面からも明らかにし、リース取引そのものの実態を調べることにより、新たなファイナンス・リース取引の測定方法、および分類方法を提案すること、さらにわが国リース業界におけるファイナンス・リース取引の会計実務の特性を明らかにすることを目的としている。

規範理論の研究としては、借手および貸手の観点から残価設定販売型リース取引についてリース会計基準による測定方法の比較検討を行い、その取引の経済的実質を明らか

にし、会計理論上、その妥当な測定方法を提案することを目的としている。

3. 研究の方法

リース取引の貸手である全リース会社(257社)に対して、質問調査票を送付し、リース取引の実態、および新リース会計基準の運用状況、すなわちリース取引の測定方法に関してアンケート調査を行う。その結果からそれらを実証的に検証し、規範理論の研究も合わせて行い、ファイナンス・リース取引を研究対象として、その取引の経済的実質を決定づける諸属性について検討し、リース取引の分類や測定についての理論的フレームワークを構築し、さらにわが国リース業界におけるファイナンス・リース取引の会計実務の特性を明らかにする。

4. 研究成果

研究成果は以下の4点である。

(1) 貸手の観点から、残価設定販売型リース取引の測定のために提示されている方法の検討を行う場合、つぎの2つの項目に関して考察する必要がある。

① ファイナンス・リース取引、および解約不能のオペレーティング・リース取引においては、リース料の性質を融資の元本と利息の受取りとみるのが妥当である。その点で、適用指針第51項で提示されている売上高と売上原価を計上する2つの方法では、金融機関であるリース会社が商品を販売したかのような会計処理をしている点で妥当であるとはいえない。

② 貸手は、リース物件の使用権のうち、残価を除いた部分を販売したにすぎないのに、適用指針第56項に示す方法では、リース物件全体を販売したとして販売益の金額を算定している点で妥当であるとはいえない。

(2) 借手の観点から、残価設定販売型リー

ス取引の測定のために提示されている方法の検討を行う場合、つぎの2つの項目に関して考察する必要がある。

① リース取引の判定上、オペレーティング・リース取引に該当する場合においても、解約不能のリース期間がある場合については、リース取引は資金の融資という性格を持ち、その場合のリース料の性質は融資の元本と利息の返済であり、これを反映した会計処理をしなければならない。

② 各会計基準が提示している方法は、いわゆる解約不能のオペレーティング・リース取引の場合に、単なる貸借取引とみなし、リース料を全額費用として認識している点で妥当であるとはいえない。

(3) リース会社に対するアンケート調査を行い、質問の結果は以下の通りである。

「問1. 現行リース会計基準におけるファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースという区分を廃止し、新しいリース会計基準では、使用权に焦点を当てて、借手は、解約不能のリース期間があるリース取引について、資産および負債に計上する。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」11.8%、「どちらともいえない」17.6%、「反対する」70.6%という結果が得られている。

「問5. リース期間とリース資産の経済的耐用年数がほぼ同じである、いわゆる現行リース会計基準におけるファイナンス・リース取引は、新しいリース会計基準では、実質的には販売・購入取引と考えられるので売買として処理し、新しいリース会計基準の範囲外となる。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」0%、「どちらともいえない」35.3%、「反対する」64.7%という結果が得られている。

「問7. 新しいリース会計基準では、貸手

の会計処理について、重要なリスクまたは便益が借り手に移転している場合には、認識の中止アプローチを適用し、移転していない場合には、履行義務アプローチを適用するという、条件によって2つの会計処理を認めるアプローチを採用している。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」13.3%、「どちらともいえない」33.3%、「反対する」53.3%という結果が得られている。

「問9. 新しいリース会計基準では、リース期間に延長オプションがある場合には、行使される可能性が50%超であれば、行使されたと見て、更新される最長の期間をリース期間に含めて計算する。その後、毎期末でオプション行使の可能性の見直しを行う。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」0%、「どちらともいえない」18.8%、「反対する」81.3%という結果が得られている。

「問12. 新しいリース会計基準では、変動リース料は、契約当初に見積もりを行い、使用权およびリース料支払負債に含める。その後、毎期末での見積額の見直しを行う。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」6.7%、「どちらともいえない」40.0%、「反対する」53.3%という結果が得られている。

「問15. 新しいリース会計基準では、リースの定義を明確化するために、また、すべてのリース使用权モデルに基づき会計処理することから、リース契約と未履行契約であるサービス要素をどのように区分するかを明確にすることが重要だと考えられている。そこで、メンテナンス付きの自動車のリース契約などからサービス構成要素を分離することは可能だと考えますか。」と尋ねた所、「可能である」0%、「どちらともいえない」

53.3%、「不可能である」46.7%という結果が得られている。

「問18. 新しいリース会計基準では、リース期間が12ヶ月以内である短期リースにおいても貸借借処理ではなく、使用权資産およびリース料支払債務を認識する。この新しい会計処理方法に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」13.3%、「どちらともいえない」13.3%、「反対する」73.3%という結果が得られている。

「問20. 全体的に新しい会計基準に賛成ですか。」と尋ねた所、「賛成する」0%、「どちらともいえない」13.3%、「反対する」86.7%という結果が得られている。

「問21. 問20の回答を選んだ理由は何ですか。」と尋ねた所、まず反対する理由については以下のような結果が得られた。

「見積や判断の要素が強く、その会計処理に重要な説明責任を伴う。」17%、「単一の会計基準で短期間のレンタルなども含むすべてのリースの経済的実態を適切に把握するのは不可能である。」13.2%、「リース料を全額費用計上するメリットが失われることから、リースの利用率が減る。」13.2%、「借手は減価償却費、支払利息計算等が必要となり、事務処理が煩雑になる。」11.3%、「「物件を貸す」、「物件を借りる」という取引当事者の意図を否定するので反対する。」9.4%、「リース離れが起きた場合、サプライヤーにおけるリース利用の利便性である資金負担の軽減、債権回収リスクの回避などが失われ、これらのリスクをサプライヤーが負担することになる。」9.4%、「欧米に見られない我が国特有の確定決算主義の存在を考慮していないので反対する。」7.5%、「借手にとって、リース料の資本化回避の道が閉ざされるので反対する。」5.7%、「提供される情報に硬度が低く、信頼性を確保でき

ないので、新しい会計処理方法に反対する。」5.7%、「新リース会計基準は事務負担能力から上場会社に限定すべきである」1.9%、「短期間にリース会計基準の変更を繰り返すことで利用者が混乱する。」1.9%

さらに、賛成する理由については以下のような結果が得られた。

「現行のリース会計基準より、比較可能性の向上など一定の財務報告の改善につながる。」1.9%、「現行リース会計基準では、オペレーティング・リースにもリース資産を使用する権利およびリース料を支払う義務という資産・負債が存在しているにもかかわらず、そのような経済実態が適切に財務諸表に反映されていないという問題があったので、新しい会計処理方法に賛成する。」1.9%

「問 22. 新しい会計基準を採用すると借手のリース利用率は増えると思いますか。」と尋ねた所、「増える」0%、「どちらともいえない」13.3%、「減る」86.7%という結果が得られている。

「問 23. 問 22 の回答を選んだ理由は何ですか。」と尋ねた所、「減る」理由については以下のような結果が得られた。

「借手は減価償却費、支払利息計算等が必要となり、事務処理が煩雑になるのでリース利用率は減る。」68.8%、「費用化できる金額が小さくなることから、リース利用率は減る。」18.8%、「国際会計基準に準拠したリース会計基準が強制されれば利用率は減る。」6.3%

さらに、「どちらともいえない」理由については、「リースを利用するユーザーは主として、中小企業であるので、新リース会計基準の適用外でありリース利用率は変わらない。」6.3%との結果が得られた。

「問 24. 新しい会計基準を採用すると、借手はどのような方法で設備投資を行うと考

えられますか。」と尋ねた所、以下のような結果が得られた。

「費用化できる金額が小さくなることから、借手はリースを利用するのではなく、自分で資産を購入し、定率法で減価償却するようになる。」57.1%、「今までと変わらずリースを利用する。なぜならリースは一度に多額の資金を調達する必要がないからである。」21.4%、「現行のリース会計基準と同様の会計処理であればリースの利用はある。」7.1%、「リース会社の主要取引先である親会社は設備投資産業であり、リース資産はわずかである。資金調達に困っているわけではないので確実にリース利用が減るものと思われる。」7.1%、「新リース会計基準の会計処理が複雑になるため、リース利用は減少し、資金不足の場合は、銀行融資を利用するようになる。」7.1%、

それぞれの質問に対する回答については以上のとおりであるが、問 1、問 5、問 7、問 9、問 12、問 15、問 18 の各質問と問 20 とのクロス集計を行った結果、各質問において反対と回答したもののうち、問 20 においても反対とした割合は、「問 1」60%、「問 5」60%、「問 7」53.3%、「問 9」66.7%、「問 12」53.3%、「問 15」40%、「問 18」66.7%であり、問 20 の新リース会計基準に反対する理由として、問 9 の延長オプションと問 18 の短期リースの取扱いについて問題があると考えているリース会社が多いようである。

また、問 20 と問 22 のクロス集計の結果、問 20 で新リース会計基準に反対しているリース会社のうち、問 22 でリース利用率は減ると考えているリース会社は、73.3%である。

以上の結果より、リース会社は今後のリース需要について次の仮説①のように考えており、借手である一般企業は仮説②のような行動をとると予想していることが判明した。

仮説①：新リース会計基準を導入すると、リース取引の借手である一般企業は事務処理が煩雑になる、費用化できる金額が小さくなることなどを理由にリース需要が減少する。

仮説②：新リース会計基準を導入すると、リース取引の借手である一般企業は費用化できる金額が小さくなることから、リースを利用するのではなく、資産を購入し、定率法で減価償却するようになる。

(4) 最後に、「リース会計に関する論点の整理」に対するコメントとして以下のように提案した。

使用権モデルに基づく基本的な考え方を採用していくことは適当であると考え、リース取引に資金調達機能があり、それをファイナンス・リース取引として分類することには意義があると思われる。

それには、新たに準フルペイアウトという概念を導入することを提案する。「準フルペイアウトとは、貸手が負担するリース期間に対応する費用とリース利益の合計額から見積残存価値を控除した額がリース期間中に借手が支払うリース料総額により、おおむね回収されるようにリース契約締結の時点でリース契約の内容が構成されていることである。」と定義する。

「実質的中途解約不能」かつ「準フルペイアウト」の条件を満たす場合、リース取引は、借手が貸手から資金を調達して、リース物件の所有権のうち使用権の一部を取得し、リース料という形で分割して返済する取引と同一である。

中途解約不能基準を満たしているので、リース期間の長短に関わらず、リース契約締結の時点において、リース料総額を現在価値に換算した金額で、リース物件の使用権を資産として、それに対するリース債務を負債として計上しなければならない。

また、準フルペイアウトであるので、リース期間に対応する使用権を確定的に取得し、その対価であるリース債務が確定している。この場合の会計処理方法について、借手は、使用権の一部に相当する財産使用権を資産化し、その対価である同額のリース債務を負債化する。「リース債務」は借入金のように資金の源泉を示しており、資金調達機能を有している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 山田恵一、残価設定型リース取引の会計処理方法に関する研究－借手の観点を中心として－、横山和夫古稀記念論文集、査読無、2010、pp. 143-159
- ② 山田恵一、自動車販売における残価設定販売型リース取引の測定に関する研究－貸手の観点を中心として－、目白大学経営学研究、査読無、第7号、2009、pp. 1-13

[学会発表] (計2件)

- ① 山田恵一、残価設定型リース取引の測定に関する研究－貸手の観点を中心として－、日本会計研究学会第69回全国大会、2010. 9. 9、東洋大学
- ② 山田恵一、収益の認識に関する研究、実践会計研究会、2010. 1. 24、東京国際大学早稲田サテライト

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田恵一 (YAMADA KEIICHI)
和歌山大学・経済学部・准教授
研究者番号：80341741

(2) 研究分担者：無し

(3) 連携研究者：無し